

「タイプフォント」不法行為等損害賠償等請求事件：大阪地裁平成22(ワ)12214・平成25年7月18日(21民部)判決<請求棄却>→控訴中。
〔特許ニュース No. 13567〕

【キーワード】

タイプフォント (type font), ディスプレイフォント (display font), TV画面上のテロップ, 一般不法行為 (民709条), 不当利得 (民703条), 著作物性

【事 実】

第1 請求

1 主位的請求

(1) 被告テレビ朝日は, 原告(株式会社視覚デザイン研究所)に対し, 804万4575円(729万3825円の限度で被告IMAGICAと連帯して)及びうち729万3825円に対する平成22年4月8日から, うち67万5675円に対する平成23年12月11日から, うち7万5075円に対する平成24年3月25日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告IMAGICAは, 原告に対し, 被告テレビ朝日と連帯して, 729万3825円及びこれに対する平成22年4月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 予備的請求

(1) 被告テレビ朝日は, 原告に対し, 731万3250円及びうち663万0750円に対する平成22年4月8日から, うち61万4250円に対する平成23年12月11日から, うち6万8250円から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告IMAGICAは, 原告に対し, 663万0750円及びこれに対する平成22年4月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は, フォントベンダーである原告が, テレビ放送等で使用することを目的としたディスプレイフォントを製作し, 番組等に使用するには個別の番組ごとの使用許諾及び使用料の支払が必要である旨を示してこれを販売していたところ, 原告が使用を許諾した事実がないのに, 前記フォントを画面上のテロップに使用した番組が多数制作, 放送, 配給され, さらにその内容を収録したDVDが販売されたとして, 番組の制作, 放送, 配給及びDVDの販売を行った被告テレビ朝日並びに番組の編集を行った被告IMAGICAに対し, 被告らは, 故意又は過失により, フォントという原告の財産権上の利益又はライセンスビジネス上の利益を侵害したものであり, あるいは原告の損失において, 法律上の原因に基づかずにフォントの使用利益を取得したものであると主張して, 主位的には不法行為に基づき, 予備的に不当利得の返還として, 原告の定めた使

用料相当額の金員（主位的請求には弁護士費用が加算される。）の支払を求めた事案である。

1 前提となる事実

以下の事実については、当事者間に争いがなく、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により、容易に認定できる。

(1) 当事者（甲A 1～3）

ア 原告は、グラフィックデザインに関する視覚伝達情報の研究及び企画制作、コンピュータソフトウェアの開発及び販売等を目的とする株式会社であり、タイプフェイスを製作してこれをデジタルフォントとして販売し、あるいは使用許諾することを主たる事業とするところの、いわゆるフォントベンダーである。

イ 被告テレビ朝日は、放送法によるテレビジョン、その他一般放送事業、放送番組、録画物、録音物及び映画の制作、販売並びにその輸出入に関する事業等を目的とする株式会社である。

ウ 被告IMAGICAは、各種映画用フィルムの現像、焼付、録音、合成、及びその他の加工仕上げ、各種映像の電子的編集、録音、合成、複製及びその他の加工仕上げ等を目的とする株式会社である。

被告IMAGICAは、平成18年4月3日、株式会社イマジカ（以下「イマジカ」という。）から映像関連事業の営業を吸収分割により承継した。イマジカが原告に対して本件の不法行為又は不当利得に基づく債務を負っていた場合、これらは上記吸収分割により、被告IMAGICAが承継した（本判決において、特段の必要がない限り、上記吸収合併前のイマジカの行為についても、被告IMAGICAと摘示する。）

(2) タイプフェイス及びフォント（甲B 1, 99～101）

ア タイプフェイスとは、言語表記を主目的に、記録や表示など組み使用を前提として、統一コンセプトに基づいて製作された一揃いの文字書体のことであり（日本タイポグラフィ協会の定義によると、和文の場合、ひらがな、カタカナは清音字系・ゐ・エ・ヰ・をを除いた46字、漢字は教育漢字の1006字を一揃いの最少文字数とする。）、これをパソコン等で使用できるように電子情報化したものをデジタルフォント、あるいは単にフォントという。

イ フォントは、文字の形状を、基準となる点の座標と輪郭線の集まりとして表現したアウトラインデータなどの形式で提供されるのが一般的であり、この形式によると、表示・印刷時に曲線の方程式を計算して描画する点の配置を決定するため、拡大・縮小・変形等の加工作業を行っても文字の形状が崩れず、曲線が滑らかに表示される。

ウ フォントは、通常、文字コードとの対照等の情報や、パソコン等にインストールするためのインストーラを付加してパッケージ化され、ソフトウェアの一種として販売又は使用許諾の対象とされる（この状態を、便宜上「フォントソフト」という。）。

エ フォントソフトを使用すれば、タイプフェイスに属する文字を使用し、これを紙媒体等に印刷し、あるいは他のソフトウェアで作成したファイルの一部に画像として埋め込むことができる（フォントソフトあるいはフォント自体と区別して論じる必要がある場合、フォントソフトを使用して作成された成果物を、便宜上「フォント成果物」という。）。

(3) 旧フォントの製作、販売（甲B 11, 16）

原告は、平成7年にロゴG、平成8年にロゴ丸、メガG及びメガ丸、平成9年にロゴJ r、ロゴ丸J r及びラインG、平成10年にギガGと称する各タイプフェイス（以下「旧タイプフェイス」という。）を製作し、それぞれの年に、旧タイプフェイスをパソコン等で使えるようデータ形式としたソフトウェア（以下「旧フォントソフト」といい、これに属するフォントを「旧フォント」という。）を販売した。

(4) 本件フォントの製作、販売（甲B 2の4, 5～, 11）

原告は、前記ロゴG、ロゴ丸、ロゴJ r、ロゴ丸J r、ラインG、ギガG、メガG及びメガ丸の各タイプフェイスの一部に変更を加え、平成15年5月、そのフォントソフトをCD-ROMに収納して、「VDL TYPE LIBRARY デザイナーズフォント」の名称で販売を開始した（以下「本件フォントソフト」といい、これに属するデジタルフォントを「本件フォント」、一部変更後のタイプフェイスの全体を「本件タイプフェイス」という。）。本件タイプフェイスの具体的形態及びその特徴に関する原告の説明は、別紙タイプフェイス目録記載のとおりである。

原告は、本件フォントソフトを販売するにあたり、その使用許諾契約（以下「本件使用許諾契約」という。）の条項として、本件フォントをテレビ放送等に使用する場合には、本件使用許諾契約と別に、個別の原告の許諾及び原告への使用料の支払が必要であることを定めた。

(5) テレビ番組の放送等、DVDの販売

被告テレビ朝日は、別紙番組目録記載のテレビ番組（以下「本件各番組1」という。）及び別紙追加5番組目録記載のテレビ番組（以下「本件各番組2」という。本件各番組1及び本件各番組2をあわせて「本件番組」という。）を、それぞれ別紙番組目録及び別紙追加5番組目録記載のとおり放送すると共に、別紙配給目録及び別紙追加5番組配給目録記載のとおり他のテレビ局へ配給し、また、別紙DVD目録記載のDVD（以下「本件各DVD1」という。）及び別紙追加DVD目録記載のDVD（以下「本件各DVD2」という。本件各DVD1及び本件各DVD2をあわせて「本件DVD」という。）をそれぞれ別紙DVD目録及び別紙追加DVD目録記載のとおり販売した（以下、各目録内の個々の番組及びDVDは、同目録内の番号によって特定する。）。

被告IMAGICAは、本件各番組1につき、被告テレビ朝日の直接又は間接の委託を受け、編集業務を行った（本件各番組2については、編集業務を行っていない。）。

(6) 原告の許諾

原告が、本件番組及び本件DVD（以下「本件番組等」と総称する。）に本件フォントを使用することについて、被告テレビ朝日、被告IMAGICA又はそれ以外の者に許諾を与えた事実はなく、被告テレビ朝日、被告IMAGICA又はそれ以外の者から使用料を受領した事実もない。

2 原告の基本主張

(1) 被告らは、本件各番組1を制作、編集するにあたり、原告の許諾を得ることなく、番組のテロップに本件フォントを使用し、被告テレビ朝日においてこれを放送し、他局へ配給の上、被告らにおいてその番組内容を本件各DVD1として制作、編集し、これを販売した。

(2) 被告テレビ朝日は、本件各番組2を制作するにあたり、原告の許諾を得ることなく、番組のテロップに本件フォントを使用し、これを放送し、他局へ配給の上、その番組内容を本件各DVD2として制作し、販売した。

(3) 被告らの行為は、本件フォント又はそのライセンスビジネス上の利益という法律上保護された原告の利益を、故意又は過失により違法に侵害するものであるから、主位的に不法行為に基づく損害賠償として、原告が定めた1番組及びDVD1作品あたりの使用料に、被告らが制作、放送等した番組数及びDVD作品数を乗じ、これに弁護士費用を加算し、これに対する不法行為の後の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

本件各番組1及び本件各DVD1に関する部分については被告らの連帯支払を求め、本件各番組2及び本件各DVD2に関する部分については被告テレビ朝日にのみ支払を求める。

(4) 被告らの行為は、法律上の原因に基づかず、本件フォントの使用利益を悪意で利得し、そのために原告に使用料相当額の損失を被らせたものであるから、予備的に、不当利得の返還請求として、原告が定めた1番組及びDVD1作品あたりの使用料に被告らが制作、放送等した番組数及びDVD作品数を乗じた金額、並びにこれに対する悪意の受益の後の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

被告らの連帯支払を求める部分、及び被告テレビ朝日にのみ支払を求める部分は前記(3)に同じ。

3 争点

(1) 主位的請求

ア 被告らによる本件フォントの使用と不法行為該当性 (争点1)

イ 損害の有無及び額 (争点2)

(2) 予備的請求

不当利得の成否 (争点3)

【判断】

1 認定事実

前記前提となる事実、掲記の証拠（別段の記載がない限り、書証は枝番を含

む。)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告によるフォント販売等(甲B2, 3, 8~11, 14, 15, 19~22, 36~44, 79, 113~115, 甲D1~11, 証人P2)

ア 原告について

(ア) 原告は、昭和63年に設立された会社であり、フォントベンダーとして多数のタイプフェイスを製作し、これをフォントソフトとして販売し、あるいは使用許諾している。

(イ) 原告は、広告、テレビ番組、DVD、テレビゲーム等で使用されることを念頭に、視覚的な印象を与えやすいフォントの開発に努めており、実際にも、原告の開発したフォントは、現在に至るまで上記媒体などで使用されており、デザイン性に優れ、バラエティ番組等にも使いやすいとして高く評価されている。

イ 旧使用許諾契約

(ア) 原告は、平成7年にロゴG、平成8年にロゴ丸、メガG及びメガ丸、平成9年にロゴJr、ロゴ丸Jr及びラインG、平成10年にギガGの名称で旧タイプフェイスを製作し、「デザイナーズフォント」と総称して、各製作年より、旧フォントソフトを販売した。

(イ) 原告が旧フォントソフト購入者との間で締結した使用許諾契約(以下「旧使用許諾契約」という。)では、旧フォントの無断複製、第三者への譲渡、貸与等は禁じられていたが、使用期間の制限はなく、用途の制限も存しなかった。このため、旧フォントソフトを正当に取得した者は、旧フォント及びフォント成果物を自由に使用することができ、テレビ放送等に旧フォントを使用する場合でも、別途料金を支払うことを要しなかった。

ウ 放送事業者への通知等

(ア) 原告は、テレビ番組でのテロップ使用頻度の増加など、自社の開発するフォントへの需要の高まりを踏まえ、ソフトウェア購入時の使用許諾契約とは別に、テレビ放送等でのフォント使用の際には、別途、商用使用許諾契約の締結と使用料の支払を要することとし、これを新たな収益源とするビジネスモデルへの転換を考え、平成12年5月15日付け書面で、被告テレビ朝日を含む放送事業者に対し、「ソフトウェア使用に関する同意書」、及び旧フォントの購入状況や外注先のテロップ製作業者について回答書の提出を求め、同意書を提出した場合には、特例として、旧フォントを無料で使用できることを通知した。

(イ) 原告は、平成14年ころまでに、フォントソフトの販売とは別に、デジタルフォントのアウトラインデータの、一文字単位での販売も開始した。

(ウ) 原告は、平成15年3月3日付け書面で、被告テレビ朝日を含む放送事業者に対し、3年間にわたって実施してきた無料サービスを終了すること、同年4月1日以降、テレビ番組等の映像媒体で原告が製作したフォントを使用する場合には、所定の手続と商用使用料金の支払が必要となること等を通

知した。

エ 本件フォントの販売

(ア) 原告は、平成15年5月以降、旧タイプフェイスの一部にわずかな修正を加えたものを、本件フォントソフトとして販売したが、タイプフェイスとしての同一性を損なわない範囲の修正であったため、メガ丸、メガG、ロゴG、ロゴ丸、ロゴJr、ロゴ丸Jr、ラインG、ギガGといった旧フォントの名称をそのまま承継した。

(イ) ロゴGについては、これを構成する7725の文字のうち343の文字に、肉眼で確認可能な程度の形状の変更がされ（例として、平仮名の「な」の修正は、別紙「ロゴG - 判別資料 - な」記載のとおりである。）、その余の文字については、大きさや配置に調整が加えられたものもあるが、肉眼で判別できるほどの修正は加えられなかった。本件フォントのうち、ロゴG以外のデジタルフォントにおける修正の範囲及び程度もほぼ同様である（例として、ロゴ丸における片仮名の「チ」の修正は、別紙「ロゴ丸 - 判別資料 - チ」記載のとおりである。）。

(ウ) 本件フォントソフトのインストール時には、画面上に本件使用許諾契約の条項が表示され、その内容に同意した場合のみインストールを行うことができる仕組みとなっているが、本件使用許諾契約では、テレビ放送等でのデジタルフォントの使用を商用使用と位置付け、商用使用には、個別の商用使用許諾契約締結と使用料の支払が必要であるとされている。本件フォントソフトのユーザ登録カード、プラスチックケース裏面、商用使用のライセンス早見表等にも、同様の記載がなされている。

オ TVリースフォント

原告は、本件フォントの販売開始と並行して、本件フォントを含む多数のフォントをテレビ放送等で使用する者との間で、年単位あるいは連続番組の単位で包括的な商用使用許諾契約を締結し、一括で使用料の支払を受ける事業を行うようになった（後にTVリースフォントと称するようになった。）。同契約において、原告と包括的な契約を締結した相手方は、使用するコンピュータの台数に応じた所定の使用料を支払えば、契約上の期間又は番組内では、本件フォントを含む多数のフォントを自由に使用できるとされる。

カ 複数者の使用

なお、あるテレビ番組について商用使用許諾契約を締結するなどして本件フォントを使用する権限を有する者がいる場合に、原告が、同一番組に関係する他の者から、二重に使用料を受領することは予定していない。

(2) 他の事業者（甲B23～34，46～53，114，乙1～22）

ア フォントベンダーと呼ばれる事業者は、原告以外にも多数存在し、多数のデジタルフォントあるいはフォントソフトが流通している。オペレーションシステムやソフトウェアに付属するものとして独立の対価の対象とされずに提供され、フォントの使用について特段の制限の存しないもの、インストー

ルするコンピュータの台数に応じた対価を支払えば、その後のフォントの使用には制限がなく、フォント成果物の商用使用も自由なものもある。

イ 他方、テレビ番組や広告等、商用使用を予定して製作されたフォントについては、使用許諾契約において商用使用に制限を課しているものが多く、例として、基本的な使用許諾契約があれば、当該フォントを使用し印刷物等を配布することはできるが、テレビ番組等への使用については個別の許諾及び使用料の支払が必要とするもの、あるいは、年単位で包括的な使用料を支払えばフォント成果物の商用使用も自由とするもの、両者の形態を併用するものがあるなど、フォントベンダーによって様々である。

(3) 原告と被告テレビ朝日との関係（甲B 19～22, 78, 79, 92～94, 97, 114, 115, 124, 甲D 1～11, 証人P 2）

ア 本件フォント販売開始前

(ア) 原告は、前記平成12年5月15日付け「ソフトウェア使用に関する同意書」による通知をした後（前記(1)ウ(ア)）、被告テレビ朝日に対し、同年6月28日付け書面により、現在販売しているフォントは、紙ベースの印刷・広告媒体での使用を前提に許諾していること、テレビ放送等の映像媒体での使用許諾は含まれていないが、別途登録があれば、テレビ番組についても許諾を付加すること、現在、被告テレビ朝日では、原告のフォントを使用したテレビ番組（2タイトル）が放映されているので至急登録が必要であること、現状において、別途ロイヤリティの支払は必要でないことを通知した。

(イ) さらに原告は、被告テレビ朝日に対し、平成14年7月30日付け書面により、原告のフォントをテレビ番組に使用する際には、使用登録するようテレビ放送会社に求めていること、被告テレビ朝日が放映しているテレビ番組（9タイトル, 11件）には、原告のフォントを用いて作成されたテロップが使用されているが、登録はなされていないこと、番組を被告テレビ朝日に納入した制作会社が、コンピュータ台数分のフォントソフトを購入していない可能性があるため、制作会社を知らせて欲しいこと、テロップが原告より購入したフォントソフトにより製作されたものであっても、番組で使用し放送する場合には、ロイヤリティの支払が必要であること、登録があれば、当分の間、ロイヤリティの支払を請求しない所存であること等を通知した。

(ウ) これに対し、被告テレビ朝日は、同年10月1日付け書面で、字種を組み合わせて用いることに対し、フォントベンダーが権利を行使する余地はなく、正当な方法で入手したタイプフェイスに含まれる字種を組み合わせることは使用行為であり、原告の要求はこれを越えるものであるとして、これを拒む旨回答した。原告は、同年11月6日付け書面により、番組の登録手続をとるよう再度求めたが、被告テレビ朝日は、同年12月20日付け書面でこれを拒んだ。

(エ) 被告テレビ朝日では、原告から前記(イ)及び(ウ)の各通知を受けたため、

原告の権利を認めるものではないが、トラブルを避ける趣旨で、テレビ番組の制作担当者らに、原告のフォントは使用せず、ノートパソコン等に原告のフォントをインストールしないよう、注意喚起をした。

(オ) 原告は、前記(1)ウ(ウ)のとおり、平成15年3月3日付け書面により、無料サービスは終了し、今後料金の支払が必要である旨を放送事業者らに通知したが、その際、被告テレビ朝日に対しては、系列局の番組を含む7タイトルで原告のフォントが使用されている旨を指摘した上で、年間一括契約すれば、原告製作のデザイナーズフォントを、1年間、自局のあらゆる番組に自由に使用することができ、その料金は1年180万円であること、番組1作品ごとに申し込む番組作品コースの場合、単発番組であれば1作品5000円、連続番組は1年以内であれば1作品6万円であることを通知した。

イ 本件フォント販売開始後

(ア) 複数の放送事業者が、原告との間で商用使用許諾契約を締結し、使用料を支払っているが、被告テレビ朝日においては、原告と商用使用許諾契約を締結することはせず、前記ア(イ)のとおり、原告のフォントを使用しないよう、社内で注意喚起していた。

(イ) 平成18年8月、被告テレビ朝日から番組制作業務を受注していた会社の従業員が、上記注意喚起を知らないまま、本件フォントソフトのうちのロゴGを原告から購入し、その際、ロゴGを年3回くらい特番に使用したいとして、ロゴGを10台のコンピュータで商用使用するためのライセンスパックの入手方法を原告に尋ねた。そのため、同年9月27日、原告が前記従業員に電話をして意向を確認したが、同従業員は、テロップについてはテロップ制作業者である株式会社P1（以下「P1社」という。）に発注しており、P1社が原告と契約しているので、不要である旨を回答した。

(ウ) 平成19年7月にも、被告テレビ朝日の従業員が、本件フォントソフトのうちロゴGを購入したが、法人である被告テレビ朝日として、原告と商用使用許諾契約を締結することはなかった。

(エ) 原告は、前記アのとおり、平成15年3月までは、被告テレビ朝日に対し、原告のフォントをテレビ番組に使用している旨を指摘していたが、同年5月の本件フォントソフト販売開始後は、平成21年11月20日付け書面により被告IMAGICAに通知をするまでの間、被告テレビ朝日の番組等で本件フォントが使用されていることを指摘したり、これに抗議したりすることはなかった（なお原告は、原告代表者が平成21年3月26日に被告テレビ朝日のP4と面談した際、本件フォントの無断使用を口頭で指摘した旨主張する。同日、原告代表者と前記P4が面談した事実は認められるが（甲B97）、かかる指摘があったことを裏付けるに足りる適確な証拠がない上、原告は従前そのような指摘を書面で行っていたのに、このときだけ口頭でしたとするのは不合理であることも考え合わせれば、原告が主張するようなやりとりがあったとは認められない。）。

(4) テロップの製作と本件フォントの使用(甲B12, 13, 45, 57, 61, 68, 76, 93, 95, 甲C1~13, 乙24, 26, 丙1, 証人P2, 証人P3)

ア 映像の編集とテロップの製作

(ア) 平成16年から平成21年までの時期において、被告テレビ朝日では、バラエティ番組につき、自社で番組制作をする場合であっても、テロップの製作については、P1社など、テロップの製作を専門とする外部のテロップ製作業者に委託することが多かった。

(イ) 被告テレビ朝日がテロップの製作を外注する場合、担当者は、最終的な編集のための準備作業として、スタジオや屋外で撮影した映像素材を放送の所要時間に収まるようつなぎ合わせ、同時に、テロップの文言、画面上の配置場所、使用するフォントの種類等を指示するテロップ発注用紙を作成して、テロップ製作業者に送付し、テロップ製作業者は、受け取った発注用紙に従い、自社のフォントソフトを使用してテロップの画像データを製作し、被告テレビ朝日に納付した。

(ロ) 実際の放送用映像を作成するための最終的な編集は、大型の編集機器が設置された編集所で行う必要があるとされ、本件各テレビ番組1の編集は、被告IMAGICAがその委託を受け、被告IMAGICAの赤坂ビデオセンター編集室(以下「本件編集室」という。)で行われた。被告テレビ朝日などの番組制作担当者は、事前に準備した映像素材と、テロップ製作業者から納付されたテロップの画像データとを本件編集室に持ち込み、被告IMAGICAの担当者と共に専用の編集機器を操作して、放送用の映像を完成させるが、その過程で、映像素材にテロップを挿入した。その際、テロップの画像データを、画像編集ソフトであるフォトショップ又は前記編集機器で編集し、色や縁取りなどの加工、文字間隔の調整などを行った。

(ハ) 本件編集室等の編集所は、被告テレビ朝日に限らず、多数の放送事業者や番組制作会社によって利用され、その利用に際しては、編集所及び編集機器の使用料、並びに編集機器を操作する所員の人件費を時間制で精算するため、平成22年ころまでは、上述のとおり、事前にテロップ製作業者に発注するのが原則とされ、編集所での編集作業中に、テロップの修正、追加が生じた場合には、テロップ製作業者に発注用紙をファクシミリで送り、メールの添付ファイルの形で、テロップの画像データの納付を受けるといった方法がとられた。

イ 放送における本件フォントの使用

本件番組は、いずれも被告テレビ朝日制作のバラエティ番組として放送され、他局に配信されたが、そのうち本件各番組1については平成16年10月から平成21年12月までの間、本件各番組2については平成16年2月から平成24年3月までの間、相当の回数にわたって、テロップの文字に本件フォントが使用された。

ウ P1社への支払

被告テレビ朝日は、P1社へ委託した本件各番組1の番組3のテロップ製作業務に関し、平成18年5月から平成22年1月までの間、1か月のレギュラー番組のテロップ製作等につき 円前後、あるいは 円前後の報酬を支払うことが多く、最高で約 円の報酬を支払っている。また、年3回ほどのスペシャル番組のために、一回あたり、

円前後の報酬を支払っている。その際、P1社は、毎月 件の、月によっては を超えるテロップを製作して納品し、深夜あるいは時間外にも対応した（なお、本件訴訟において、被告テレビ朝日は、上記番組の上記期間についてのみ、P1社との取引内容を開示しており、その余の取引内容を開示していない。）。

(5) 被告IMAGICAへの通知とその後の経緯（甲D13～15，乙25，丙1，証人P2，証人P3）

ア 被告IMAGICAへの通知等

(ア) 原告は、被告テレビ朝日から本件各番組1の編集業務を受託していた被告IMAGICAに対し、平成21年11月20日付け書面により、本件各番組1の一部で本件フォントが無断使用されていること、原告がフォントソフト購入者との間で締結している本件使用許諾契約では、テレビ放送やDVD等に原告のフォントを使用する場合には、予め原告に登録をし、個別の商用使用許諾契約と使用料の支払が必要とされていることなどを通知した。

(イ) 被告IMAGICAは、原告から本件フォントソフトを購入したことはなく、本件フォントの使用について、原告と商用使用許諾契約を締結したこともなかったが、原告から上記通知を受け、同月末ころ、社内調査を実施したところ、原告から指摘のあった番組の一部で、原告製作に係るフォントの使用が確認されると共に、本件編集室にある二十数台の各パソコンに、ロゴG、ロゴ丸Jr又はラインGのいずれか1つ又は複数のフォントが保存されていることが判明した（ただし、保存されていたフォントが旧フォントか本件フォントかは判然としない。）。

(ロ) 被告IMAGICAは、それらのフォントを全て消去すると共に、被告テレビ朝日に対し、自社が編集業務を行うテレビ番組では、原告製作に係るフォントを使用しないよう申し入れた上、原告に対し、同月27日付け書面により、原告から指摘のあったテレビ番組の編集時に、一部で原告製作に係るフォントが使用されていたことが確認されたことなどを回答した。

(ハ) 同年12月3日放送分以降、本件各番組1で本件フォント又は旧フォントが使用されることはなくなった。

イ 本件各番組2の関係

(ア) 本件各番組2については、被告IMAGICAは編集業務の委託を受けておらず、前記通知の当時、放送が継続していたのは1番の番組と、5番の「二人の食卓」のみであったが、1番の番組では、平成19年8月2日の放送で

ロゴGが使用されて以降，本件フォント又は旧フォントの使用は確認されていない。

(イ) 「二人の食卓」について，平成21年11月末の時点では，原告のフォントの使用は認められなかったが，平成22年10月9日放送分からロゴGが使用されるようになり，番組が終了する平成24年3月24日まで，使用が継続された。

(ロ) 「二人の食卓」については，番組制作会社であるユーコムが，映像素材を編集し番組として完成させる業務や，これに付随する権利処理業務の一切を請け負っており，被告テレビ朝日は完成された番組の納品を受ける立場にあったため，被告テレビ朝日の担当者は，テロップと映像を合成する編集作業に関与していない。

ウ DVDの発売

(ア) 被告テレビ朝日は，平成21年9月30日と平成22年4月7日，本件各番組1の4番の番組の内容を収録した本件DVD1の発売を開始した。

(イ) 被告テレビ朝日は，平成21年7月15日から平成23年9月28日までの間に，本件各番組2の1番の番組内容を収録した本件DVD2の発売を開始した。

エ 本件編集室での他フォントの使用

平成22年秋ころ，被告IMAGICAが原告以外のフォントベンダーの許諾を受ける形で，同社が製作したフォントを本件編集室内のパソコンにインストールしたため，被告テレビ朝日などの担当者が本件編集室を使用する場合，これを使用してテロップを作成し，フォトショップで加工して映像と合成できるようになった。

(6) 事実認定の補足説明

ア 本件番組における本件フォントの使用の有無及び程度

証拠(甲B13, 45)によれば，本件各番組1中の1番の番組ではロゴG，ロゴ丸Jr及びラインGが，2ないし4番の番組ではロゴG及びラインGが，5番の番組ではロゴGが使用されており，このうち2番及び3番の番組では，旧フォントと視覚的に判別可能な本件フォント(平仮名の「な」，片仮名の「チ」)が使用されていることが認められる。

一方で，本件フォントと旧フォントの判別は極めて困難である上，本件各番組1における平仮名の「な」を見ると，平成18年4月，平成21年8月，同年10月の時点で本件フォントと旧フォントの混在が認められる(甲B12, C2の10-2, 2の15-2, 3の5-2, 3の6-2, 6の2の005)。

そのため，本件番組の全てにおいて，本件フォントが使用されたと断定することはできず，本件フォントが使用された番組を厳密に特定することも困難であるが，前掲の証拠及び本件フォントが平成15年5月から販売されていることを考慮すると，前記(4)イのとおり，本件番組のうち相当の回数に

わたって、本件フォントが使用されたと推認することができる。

イ 被告らによる本件フォントを使用したテロップ製作の有無

前記認定したところによれば、本件各番組1は、いずれも本件編集室で編集が行われ、その相当数のテロップに本件フォントが使用されているが、平成21年11月末の時点で、本件編集室にある二十数台のパソコンに、ロゴG、ロゴ丸Jr又はラインGのいずれか1つ又は複数が保存されていたことから、被告テレビ朝日又は被告IMAGICAの担当者が、本件編集室において、上記パソコンにある本件フォントを使用してテロップを作成し、映像と合成する編集作業を行ったと認められるかが問題となる。また、被告テレビ朝日においても、編集室に持ち込まれたノート型パソコンを用いて、テロップを製作する場面があることは認めている。

しかしながら、既に認定したとおり、本件編集室は、被告テレビ朝日に限らず、多数の放送事業者や番組制作会社が時間制で利用するものであり、本件編集室のパソコンに上記各フォントが保存された経緯は、証拠上不明といわざるを得ないため、被告ら以外の第三者により保存、使用された可能性が除外できないし、上記各フォントが本件フォントであるのか、旧フォントであるのかも判然としないのであるから、被告らが本件編集室内において、本件フォントを使用してテロップ製作を行ったことを直接示す事情とも言い難い。また、前記(3)イ(イ)及び(ウ)で認定のとおり、平成18年8月と平成19年7月に、被告テレビ朝日の従業員ほかロゴGを購入した事実はあるものの、本件番組におけるロゴGの使用開始は、平成16年に遡るものであり、上記購入とは符合しない。

さらに、被告テレビ朝日又は被告IMAGICAの担当者が、定型的、継続的業務として本件編集室で本件フォントを使用し、テロップを製作したと仮定した場合、本件編集室で、あるパソコンにはあるフォントが保存されているが、別のパソコンには保存されていないという状態は不自然といわざるを得ないし、前記(4)ウで認定したとおり、1番組の証拠にとどまるとはいえ、多額のテロップ製作費用を外部の業者に支払う状態が継続している実態が認められる以上、担当者が持ち込んだノートパソコンでテロップを製作する場面があったとしても、本件編集室内におけるテロップ製作が定型的、継続的に行われていたとは認めがたい。

以上によれば、被告テレビ朝日又は被告IMAGICAの担当者が、定型的、継続的業務として、本件編集室で本件フォントを使用し、テロップを製作していたと認めるに足りる証拠はなく、本件の証拠によれば、本件編集室で映像とテロップを編集する際の業務の流れは、前記(4)ア認定のとおりというべきである。

2 不法行為についての判断

(1) 本件タイプフェイスの保護について

ア 原告は、本件タイプフェイスをデータ形式にした本件フォントが、一揃い

のタイプフェイスとしてはもちろんのこと、一文字単位でも法的な保護に値する利益を有する旨主張する。

本件タイプフェイスの具体的形態は、前記第2の1(4)のとおりであって、著作権法2条1項1号の著作物に該当するものとは認められず(最高裁平成12年9月7日第一小法廷判決・民集54巻7号2481頁参照)、原告も、著作権法に基づく保護を求めているものではないが、本件フォントをテレビ放送等に使用することは、上記法律上保護された利益を侵害するものとして、不法行為に当たると主張する。

しかしながら、著作権法による保護の対象とはならないものの利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解されるが(最高裁平成23年12月8日第一小法廷判決・民集65巻9号3275頁参照)、本件フォントを使用すれば、原告の法律上保護される利益を侵害するものとして直ちに不法行為が成立するとした場合、本件タイプフェイスについて排他的権利を認めるに等しいこととなり、このような主張は採用できない。

イ 原告は、前記アの主張とは別に、本件フォントに係るライセンスビジネスという営業上の利益が侵害された旨の主張もするところ、本件フォントをテロップに使用したテレビ番組が放送されたのは、被告らが、本件フォントソフトを使用してテロップを製作し、あるいは本件フォント成果物をテロップに使用したことにより、故意又は過失による不法行為が成立し、これによって、原告の営業上の利益が侵害された、あるいは、本件フォントに係る使用許諾契約上の地位が侵害された旨を主張する趣旨と解される。

そこで、次項以下では、前記認定事実に照らし、原告のかかる利益を侵害する不法行為が成立するか否かにつき、検討することとする(なお原告は、本件訴訟において、本件フォントを本件編集室のパソコンに複製されたことで、本件フォントソフトの販売利益を失った旨の主張はしないことを明確にしている。平成25年5月1日付け原告最終準備書面9頁)。

(2) 被告らによる本件フォントの使用及びその態様

原告は、本件番組等に使用されたテロップは、被告テレビ朝日の担当者が、社内のテロップ製作システムで本件フォントを使用し、これを製作したものであると主張し、あるいは、被告らが、被告IMAGICAの本件編集室で、本件フォントの一部が保存されたパソコンを使用して、これを製作したものであると主張する。

しかしながら、本件フォントが本件番組等のテロップに使用された経緯としては、前記1のとおり、被告テレビ朝日がテロップ製作業者にテロップの作成を発注し、納付を受けたテロップ画像を被告らの担当者が編集して放送したところ、これに本件フォントが使用されていた事実、被告テレビ朝日が、番組制作業者から、編集まで了した番組の納付を受けて放送したところ、これに本件

フォントが使用されていた事実，及び被告テレビ朝日が本件番組の一部について，その内容を収録した本件DVDを販売した結果，それら本件DVDでも本件フォントが使用されることとなった事実は認定し得るものの，証拠上，それ以外の使用態様を認定することはできない。

したがって，被告らが，本件フォントソフト又は本件フォント自体を使用してテロップを製作したことを前提とする原告の主張は，その余の点について検討するまでもなく理由がない。

(3) 本件番組における故意による不法行為

ア 原告は，本件番組において本件フォントが使用された経緯及び態様が前記(2)のとおりであったとしてもなお，被告らの行為は，故意による不法行為にあたりと主張する。

しかしながら，前記認定のとおり，被告らの行為は，本件フォントソフト又は本件フォント自体を使用してテロップを製作したわけではなく，テロップ製作業者等の第三者が本件フォントを使用し，フォント成果物として出力したテロップ画像を取得し，これを使用したに過ぎないものである。そして，前記(1)のとおり，本件タイプフェイスあるいは本件フォントに著作物性，排他性を認めることはできないから，フォント成果物を取得する際に，本件フォントに由来する文字であることを認識していたとしても，当然に原告に対する故意の不法行為が成立するものではない。

また，前記1で認定したところによれば，被告らが，本件フォントについて，原告と本件使用許諾契約を締結したとは認められず，そのため，前記(1)のような原告の主張する利益との関係において，その侵害につき被告らの故意があったというためには，少なくとも，被告らにおいて，フォント成果物の納品元であるテロップ製作業者等が，原告との間で本件フォントの使用に制限を課す本件使用許諾契約を締結しており，かつ，これに違反している旨知っていたことを要するものと解される。

イ この点，原告は，被告テレビ朝日の不法行為責任については，テロップ製作業者等の故意を被告テレビ朝日の故意と同視すべきである旨主張する。

しかし，原告が，本件フォントを販売するにあたりその使用に制限を課したとしても，それに拘束されるのは，その制限のあることを了解して原告と本件使用許諾契約を締結した本件フォントの購入者に限られる。つまり，仮にテロップ製作業者等が原告と本件使用許諾契約を締結した場合であっても，別の法主体である被告テレビ朝日がこれに拘束されるべき理由はなく，不法行為の成否を考えるに当たっても，テロップ製作業者等と被告テレビ朝日との間で法的地位に違いがあることは明らかである。

そうすると，仮に，第三者であるテロップ製作業者等に本件使用許諾契約違反があれば，原告は，その者に対し，債務不履行責任等を追及しうるが，その後，フォント成果物を取得し，これを使用するに過ぎない被告テレビ朝日との関係においては，テロップ製作業者らとの間に長年にわたる取引関係

などがあつたとしても、テロップ製作業者等の故意を、被告テレビ朝日の故意と同視すべきとは認められず、両者の責任を同一視することはできない。

ウ そして、前記1で認定したところによれば、被告らにおいて、テロップ製作業者等が原告との間で、本件フォントの使用に制限を課す本件使用許諾契約を締結し、かつ、これに違反していることを知りながら、フォント成果物であるテロップ画像を取得し、本件番組に使用した事実は認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

そのため、本件番組について、被告らに故意の不法行為が成立する旨の原告の主張は、違法性など、故意以外の点を検討するまでもなく理由がない。

(4) 本件番組における過失による不法行為

ア 原告は、本件番組の制作、編集を行った被告らには、外注先から受領したテロップについて、本件フォント使用の有無を確認した上で、原告の使用許諾があるかを確認すべき注意義務があり、そのような確認をしないままこれを使用した点で過失があると主張する。

しかしながら、前記1で認定したところによれば、原告の上記主張に関しては、以下の(ア)ないし(イ)の点を指摘することができるのであって、これらを総合すると、フォント成果物であるテロップ画像を取得して本件番組の制作、編集に使用する被告らに、テロップ製作業者等による本件フォントの使用につき、原告の正当な許諾があつたかを確認し、許諾がないのであればその使用を中止すべき義務があつたにもかかわらず、これを怠つたとの過失を認めることはできない。

(ア) 原告から旧フォントを購入した者は、旧使用許諾契約を締結していたとしても、特段の制限を受けず旧フォントをテレビ番組等で自由に使用できたのであるから、原告がその者に対し、今後は、放送等への使用には別途許諾が必要である旨を通知したとしても、このような一方的な通知によって、上記のような法的地位を変更することはできない。

したがって、原告が本件フォントを販売した後も、契約上の制約を受けることなく旧フォントを使用し得る者が存在したといえるが、現に前記1(6)のとおり、一部の番組では、新フォントと旧フォントの混在が認められ、被告IMAGICAはもちろん、テロップ製作の発注者である被告テレビ朝日としても、従来から使用されている旧フォントと、ごく一部が変更されたに過ぎない本件フォントを区別することは、實際上極めて困難であつたといえる。

(イ) 多数のフォントベンダーによる多数のフォントが流通しているが、無償で使用し得るもの、有償で正当に取得すれば使用に特段の制限のないもの、使用態様に制限があるもの、使用態様の制限はないが、期間制限があり更新が必要なものなど、その使用制限の有無、態様は様々であり、契約の当事者でない者が、これを区別することは極めて困難であるから、仮に、フォント成果物としてテロップを取得した者が、それを使用するにあたり、テロップの製作者におけるフォントの使用に正当な権限があるかを確認しなければな

らないとすれば、非常な困難を強いられるおそれがある。

(ウ) タイプフェイスあるいはフォントが、一定の財産的価値があるものとして有償取引の対象となっていることは原告主張のとおりであるものの、これらは歴史的、文化的に形成されてきた文字との同一性の範囲内にあるものとして流通しているのであるから、フォント成果物の流通過程において、前者の使用権限の有無を確認すべき義務があるとすれば、その流通に制約が課されることとなり、文字を使用した情報伝達やコミュニケーション自体を阻害するおそれが生じる。

(E) 本件番組は、別法人である放送事業者、編集担当者、番組制作業者及びテロップ制作業者などが、業務を分担する形で制作されているが、このような場合、一般には、各人が受注した範囲で権利の処理を行い、必要な許諾を得るものとされており、特段の理由のない限り、それを前提として各人の業務を遂行することが許されると解される。

イ また、原告は、原告の主張する利益の要保護性と被告らによる本件フォントの使用態様とを対比して、被告らの行為は、社会的に相当な範囲を逸脱し、悪質であるとして、不法行為の成立を主張するが、被告らの故意が認められないことは前述のとおりであり、以下の事情を総合すると、被告らが、本件フォントが使用された本件番組等に関与した事実を前提としてもなお、これを違法と評価することはできず、この点からも不法行為に関する原告の主張は採用できないというべきである。

(F) 原告の主張する本件フォントを取引対象とする営業上の利益、あるいは本件フォントの使用料を求める使用許諾契約上の地位について、これを法律上保護される利益と評価する余地はあるものの、既に述べたとおり、本件フォントは、旧フォントと比べ、一部の文字が若干修正されたに過ぎず、旧使用許諾契約のもとで自由に使用することができた旧フォントと同一性の範囲内にある。そのため、旧フォントの販売開始から約6年ないし9年が経過した後、本件フォントの販売開始とあわせて使用許諾契約の条項に変更を加え、テレビ放送等での使用に制限を課し、別途使用料を求めることとしたとしても、その利益の要保護性を格別高いものと見ることはできない。

(I) 被告らによる本件フォントの使用態様も、専らフォント成果物の使用にとどまり、被告ら自身が原告との間で本件使用許諾契約を締結し、これに違反して本件フォントソフト又は本件フォントを使用した事実は存しない。また、その目的、用途は、フォント成果物として当然想定される範囲内にあり、使用回数こそ相当数に昇るものの、各回当たりでは、本件タイプフェイスに属するフォントのごく一部をテロップとして使用したにとどまる。

ウ なお、原告は、被告らの行為が社会的に相当な範囲を超えて悪質、違法なものである根拠として、原告がかねてから被告テレビ朝日に対して、フォントの無断使用をやめるよう通知していたにもかかわらず、被告らが本件フォントの使用を継続したことを挙げるが、この点に関しても、以下のとおり、

被告らの行為の悪質性，違法性を根拠づける事情は認められない。

(ア) 原告が被告テレビ朝日に対してフォントの無断使用を指摘する書面を送付していたのは，旧フォントが販売，使用されていた時期である。一方，被告らは，平成15年5月の本件フォントの販売開始後，被告IMAGICAが原告から平成21年11月20日付けの通知を受けるまでの間，被告テレビ朝日の番組等で本件フォントが使用されていることの指摘などを受けることはなかった。つまり，被告らにおいて，本件フォントが原告の許諾なく使用されていることを知り得る機会に欠けていたものである。

(イ) そして，平成21年に前記通知を受けた後においては，前記1(5)のとおり，同年12月3日放送分を最後に，当時放送継続中であつた番組における本件フォントの使用が中止されている。すなわち，被告らは，上記通知を受け，本件フォントが原告の許諾なく使用されている可能性を認識した後は，本件使用許諾契約に基づく原告の利益を損なうことがないよう速やかな対応をとったものといえる。

(ウ) 被告テレビ朝日のみに関係する事情として，本件各番組2中の5番の番組（二人の食卓）においては，前記(イ)の対応後10か月ほどが経過した平成22年10月9日からロゴGの使用が開始され，本件訴訟においてこれが指摘された後もなお，平成24年3月24日までロゴGの使用が継続されている。しかし，同番組は，番組制作会社が権利処理業務も含めて制作を請け負っており，被告テレビ朝日は完成された番組の納品を受ける立場にあつたため，上記ロゴGが旧フォントでなく本件フォントであつたとしても，被告テレビ朝日の意思で本件フォントの使用が開始されたとはいえないし，本件フォントを一見してそれと識別することが困難であることは，既に述べたとおりである。

エ 以上を総合すると，本件番組に関し，原告が被告らの不法行為の理由として主張するところは，いずれも採用できない。

(5) 本件DVDに関する不法行為の成否

ア 原告は，本件DVDにおける本件フォントの使用について，本件番組における本件フォントの使用とは別に不法行為が成立すると主張している。

イ まず，被告IMAGICAとの関係においては，被告IMAGICAが本件各DVD1における本件フォントの使用に関わつたことを認めるに足りる証拠はなく，この点で被告IMAGICAの不法行為が成立する余地はない。

ウ 続けて，被告テレビ朝日について検討するに，本件DVDは，いずれも被告テレビ朝日が放送したテレビ番組のいわゆる二次利用に位置付けられる。このような二次利用においては，番組内で利用されている著作物であれば，当該著作権者の別途の許諾が必要と解されるが，本件フォントはこれに当たらない。しかも，本件DVDの一部には，原告から被告IMAGICAに対する平成21年11月20日付けの前記通知後に販売が開始されたものも含まれているとはいえ，番組そのものは，いずれも上記通知の前に放送されたもの

であるから、本件DVDにおいて使用された本件フォントは、違法性を帯びることなく、文字としての流通過程に置かれたものといえる。

以上によれば、本件DVDにおける本件フォントの使用が原告に対する不法行為を構成するとは解されない。

(6) 小括

したがって、原告の被告らに対する不法行為に基づく損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなくいずれも理由がない。

3 不当利得についての判断

(1) 原告は、被告らが、法律上の原因なく本件フォントの使用利益を利得し、あるいは使用料支払を免れたことが、不当利得に当たると主張する。

しかしながら、本件タイプフェイスには、著作物としての排他的権利性は認められないから、本件フォント成果物を取得し、これをテレビ番組等に使用することで、被告らが一定の利益を受ける面があったとしても、被告らが、「他人の財産又は労務によって利益を受け」（民法703条1項）たと評価することはできない。

また、前記のとおり、被告らは、本件使用許諾契約の当事者とは認められず、同契約に基づく債務を負担する立場にないから、本件使用許諾契約に基づく使用料が支払われていないことをもって、原告の損失、あるいは被告らの利得と評価することもできない。

(2) また、仮に、第三者が、本件フォントの不正な使用を理由とする損害賠償責任又は本件使用許諾契約違反による債務不履行責任を負う場合を想定しても、原告は、この者に対する権利行使が可能であり、被告らがフォント成果物を取得しこれを使用したことによって原告の上記債権が消滅したり移転したりするものではなく、やはり損失は認められない。

(3) よって、被告らが本件フォントをテロップに使用したことについて、不当利得が成立するとすべき理由はなく、原告の被告らに対する不当利得返還請求はいずれも理由がない。

4 結論

したがって、原告の請求は、いずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. わが国の現行著作権法（昭和45年）は、著作物に関する権利を定め、その文化的所産の公正な利用に留意し、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的として制定された（1条）が、その著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したもの」とであると規定するとともに「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいうと規定する（著2条1項1号）。かかる規定のうち、わが国著作権法が保護対象とする著作物は前者の「創作的表現物」であることが重要であり、ここにいう創作性も作品の中にお

ける著作者の個性の表現のことであり、また後者の「範囲に属するもの」とは総括的なまとめにすぎないが、技術の範囲に属するものは著作物とはならないということである。

そこで、本件にあってまず問題となることは、「タイプフェイス type face」や「タイプフォント type font」と呼ばれている文字書体の表現物が、わが国著作権法2条1項1号にいう著作物といえるものかという命題の解明にある。

2. 「文字」というものは、それが漢字、平仮名、片仮名、アルファベットであろうと、わが国のみならず世界中に普及し、人々のコミュニケーションの手段として長い間使用されて来ているが、グーテンベルクによる活字印刷という媒体技術の発明が革新をもたらしたことは周知の事実である。その後は写植機の発明と普及、そして今はデジタル化時代におけるフォントの普及によって、そこで使用されるタイプフェイス・デザインも改良や創作がなされて使用されて来ている歴史上の事実を考えれば、新規に創作された書体に対して何らかの法的保護があつて然るべきではないかとタイポグラファーたちが叫び、その利用者が同意するのは当然の事理である。

かつて、国際タイポグラファー協会(A.T.Y.P.I)がW.I.P.Oを動かして国際会議を開催し、1973年6月12日に「タイプフェイスの保護と国際寄託のためのウィーン協定」と「議定書」が締結されたし⁽¹⁾、インダストリアル・デザインの国際登録に関するハーグ協定(1999年ジュネーブ・アクト)ではTFはデザインとして国際登録しているし、また例えば韓国にあってはデザイン保護法の中でTFを登録しているのみならず、前記ハーグ協定の批准を決定している。

このような環境の中にあつて、わが国特許庁は意匠法の改正問題の中のTFの保護のことも念頭においているようではあるが、具体的な動きはにぶい。この問題は、ハーグ協定への批准との関係も絡んでいるから、解決は難しいようである。

3. さて、わが国においてTFの法的保護をめぐる裁判例はいくつか存するが、原告はまず著作物を保護するための著作権法から入っている。しかし、これは原則として成功していない⁽²⁾。

ところが、大阪地裁昭和58(ワ)4872平成1年3月8日(21民部)判決(モリサワ対エヌ・アイ・シー著作権確認等事件)では、裁判所は、原告書体に著作権保護はないと判断した後に、不法行為については、次のように説示している。

「原告書体のような実用的な文字の書体についても、その創作者はこれをよりよくその実用目的にかなうものに、あるいはより見やすく美しいものにするため、様々な観点から創意工夫を凝らし、新しい書体の製作や改良に努めてい

る。その製作や改良の作業には、多くの労力と時間そして費用をかけている。そのため写植業界等では、他人が製作した書体の文字を使用する場合には、その製作者ないし所有者に対し、使用の許諾を求め、対価を支払うことが、広く行われるようになってきている事実を認めることができる。

すると、著作物性の認められない書体であっても、真に創作性のある書体が他人によって、そっくりそのまま無断で使用されているような場合には、不法行為の法理を適用して保護する余地はある。

しかし、本件の場合、原告書体の創作性の内容は必ずしも明らかでない。被告書体も原告書体もいずれも一定の枠内で製作されたものであるから、その書体が、ある程度、似ているように見えるのは仕方がない。しかも、被告書体と原告書体との間にはいくつかの相違点がみられる。

すると、一見、被告書体が原告書体に似ていることは否定できないとしても、だからといって、直ちにこれをそっくりそのまま流用したものであるとまで断じることはできない。」

以上の理由で裁判所は、原告のすべての請求を認めなかった。原告の文字書体のような本文組みのための明朝体ベースの書体は、長年われわれが馴れ親しんで来た標準の明朝体とは本質的に区別できないほどに創作性がきわめて弱いものである、という考え方が裁判官の意識下にあったものと思われる。そのような作品に著作権保護性を認めてよいものかという単純な疑問であろう。

一方、被告書体のいくつかに見られる細部における違いは、模倣者なら誰でもするような意識的な手直しである。つまり、コピーしていないことをあえて取り繕おうとするためのカモフラージュである。裁判所がそれを見抜いていたかどうかは別として、細部における違いを誇張して考え、その他の多くの書体についての同一性（コピー）を無視したことはどうかと思う。

被告書体の盗作性を否定したこの判決の考え方は、紙一重の差しかない。そこに展開されている記述をすべて肯定に書き変えることもできるほどである。

しかしながら、原告書体の著作権保護性についてのこの判決の考え方は、応用美術論に終始した東京地裁及び東京高裁における「ヤギ書体事件」の判決よりも、その理由づけにおいて進歩の跡が見られる⁽³⁾。

それは、「文字が本来もっている情報伝達機能を失わせる程のものであることまでは必要でない」と述べていることからわかる。すると、「ヤギ・ボールト」「ヤギ・ダブル」「ヤギ・リング・ライト」「ヤギ・リング・ダブル」と名付けられた「ヤギ書体事件」の原告書体は、見出し用の書体（一般にディスプレイ・タイプと呼ばれる）であったから、これらのヤギ書体は、「これを見る平均的一般人の美的感興を呼び起こし、その審美感を満たせる程度の美的創作性を持ったもの」であったということができる。

ところが、本件書体にあっては、あくまでも本文組み用の書体（一般にボディ・タイプと呼ばれる。）であった。このような書体にはわれわれ通常人の美的感覚を呼び起こすような美的特徴が発揮されているとは認めにくい。また、

何が全文字書体に統一的に見出し得る創作的要素といえるのかはわかりにくい。

したがって、もし文字書体をわが国の著作権法によって保護できるとすれば、ボディタイプでは困難だが、ディスプレイタイプにあっては見込みがあるだろう、ということはこの判決は示唆しているように見える。しかし、わが国の立法論として、ボディタイプとディスプレイタイプとに区別し、一方を保護して他方を保護しないとするのは、タイポグラフィ達の望むところではないだろうし、またそのボーダーラインは引きにくいものもある。そうすると、保護の基準としては、ボディタイプとディスプレイタイプフェイスの新しいかたち（デザイン）についての個性的な創作性を、客観的に把握するしかないであろう。

ところで、裁判所は、原告が求めた著作権法以外の法的保護について、不法行為法による適用保護があり得ることを示唆している。しかし、それはそっくりそのまま使用した場合に限られる、いわゆるデッド・コピーの場合だけが不法行為法の適用があり得る場合となるということであろう。

しかしながら、これでは本件のように、各文字書体の一部を意識して細部において若干手を加えて変えているような場合は、他の大多数が変えられていないものとの均衡を考えれば、必ずしも全部の文字書体についてのデッド・コピーがなくても、被告が原告の創作性のある書体を模倣していることを理由に不法行為法の適用が認められてもよいではなかろうか⁽⁴⁾。

4. その後、大阪地裁平成15年(ワ)2552平成16年5月13日(21民部)判決(モリサワ対ディ・ディー・テック)では、原告はパソコン用フォントの「プログラム」の著作権を被告が侵害したと主張して差止等請求訴訟に勝訴した。以下は、争点についての裁判所の判断である。

この事件では、争点1の、被告会社が恒常的に顧客に販売したパソコンのHPに本件フォントプログラムの海賊版をインストールしていたかについては、全部否認できると判断した。

争点2の、被告会社によって顧客販売されたパソコンのHPにインストールされた本件フォントプログラムの海賊版数については、この期間内に被告会社が販売したパソコンは1272台であり、その4分の1に相当する318台にOCFフォントプログラムの海賊版をインストールしたものとして認めると判断した。

争点3の使用差止請求と消去請求の必要性については、本件フォントプログラムの海賊版であることが明らかなプログラム目録(2)に対する使用差止請求と消去請求は、いずれも必要であると認める判断をした。

争点5の損害については、原告が被った損害のうち、逸失利益相当分を算定し、被告らが本件フォントプログラムの海賊版をパソコンのHDにインストールすることによって原告に生じる損害となる逸失利益は1書体あたり10,500円と認めるのが相当とし、これに書体数の7,314個を掛け、76,797,000円と算定した。そして、原告が本件訴訟において請求する損害賠

償のうち逸失利益相当分は76,555,500円であるから、これは上記逸失利益の範囲内であると認定した。また、弁護士費用は諸般の事情を勘案して4,000,000円を相当と認定した。その結果、損害賠償額の合計額は80,555,500円であると認定したのである。

この事件は、文字書体（タイプフォント type font）の創作者である原告が、そのTF書体を被告が原告に無断で使用したとして、損害賠償金の支払いを求めた事案である。この損害賠償金の請求には、主位的請求と予備的請求とがあったが、金額が若干異なるだけである。そして、前者の請求は不法行為（民709条）に基き、後者の請求は不当利得（民703条）の返還として、原告の定めた使用料相当額の金員の支払いを求めた事案であり、裁判所は前者の規定を適用して損害賠償額の支払いを認定した。

5. さて、前置きはやや長くなったが、本件において原告はフォントベンダーであり、TV放送等で使用することを目的とするディスプレイフォントを製作し、番組等で使用するときには、個別の番組ごとに、その使用許諾と使用料の支払いが必要である旨を表示し、これを販売していた。

ところが、原告が被告らには使用許諾をした事実がないのに、被告らは前記フォントを画面上のテロップに使用した番組を多数制作し、放送し、配給し、その内容を収録したDVDを販売したことから、原告は、番組の制作、放送、配給及びDVDの販売をした被告テレビ朝日に対し、番組の編集を行った被告IMAGICAに対し、故意又は過失によって前記フォントについての原告の財産権上の利益またはライセンスビジネス上の利益を侵害されたとして、あるいは原告の損失において、法律上の原因に基かないフォントの使用利益を取得した者と主張して前記金員の支払いを求めたのである。

すると、原告からは、自社が制作したディスプレイフォントは著作物であること、この著作物は著作権法によって保護されるものであることを主眼とした主張はなされていないことになる。その代わりに、後記するように、本件TFは、抽象的に法的保護に値する利益を有するものであるから、被告らによる無断使用は不法行為（民709条）に該当する行為であると主張するだけである。

6. 原告は昭和63年設立以来、フォントベンダーとして多数のTFを製作し、これをフォントソフトとして販売したり、使用許諾する事業をすることで、特に広告、TV番組、DVD、TVゲーム等で使用される視覚的な印象を与え易いフォントの開発に努め、原告が開発したフォントは現在に至るまで上記媒体などで使用され、デザイン性に優れ、バラエティ番組にも使い易いものとして高く評価されているという。

(1) そこで、原告は、TV番組のテロップ使用頻度の増加など、自社開発のフォントへの需要の高まりを踏まえ、ソフトウェア購入時の使用許諾契約とは別に、TV放送等でのフォント使用時には、別途、商用使用許諾契約の締結と

使用料の支払いを要することとし、これを新たな収益源とするビジネスモデルへの転換と考えた。そして、平成12年5月15日付書面で、被告テレビ朝日を含む放送事業者に対し、「ソフトウェア使用に関する同意書」、及び旧フォントの購入状況や外注先のテロップ製作業者に回答書の提出を求め、同意書を提出した場合には、特例として、旧フォントを無料で使用できる旨を通知した。

また、原告は平成14年頃までに、フォントソフトの販売とは別に、デジタルフォントのアウトラインデータの、一文字単位の販売を開始した。

さらに、原告は平成15年3月3日付書面で、被告テレビ朝日を含む放送業者に対し、3年間にわたって実施してきた無料サービスを終了すること、同年4月1日以降は、TV番組等の映像媒体で原告が制作したフォントを使用する場合には、所定の手続きと商用使用料金の支払いが必要となる旨を通知した。

(2) 原告は、平成15年5月以降は、旧TFの一部に僅かな修正を加えたものを、本件フォントソフトとして販売したが、TFとしての同一性を損わない範囲の修正であったため、旧フォントの名称をそのまま承継した。

本件フォントソフトをインストールすると、画面上に本件使用許諾契約書の事項が表示され、その内容に同意した場合のみインストールを行うことができる仕組みとなっていて、本件使用許諾契約には、TV放送等でのデジタルフォントの使用を商用使用と位置づけ、商用使用には個別の商用使用許諾契約締結と使用料の支払いが必要とされ、本件フォントソフトのユーザー登録カード、プラスチックケース裏面、商用使用のライセンス早見表等にも、同様の記載がなされていた。

(3) 原告は、本件フォントの販売開始と並行して、本件フォントを含む多数のフォントをTV放送等で使用する者との間で、年単位あるいは連続番組の単位で、包括的な商用使用許諾契約を締結し、一括で使用料の支払いを受ける事業を行うようになった(後に、TVリースフォントと称するようになった)。

同契約では、原告と包括的な契約を締結した相手方は、使用するコンピュータの台数に応じた所定の使用料を支払えば、契約上の期間または番組内では、本件フォントを含む多数のフォントを自由に使用できるとされていた。

(4) フォントベンダーと呼ばれる事業者は原告以外にも多数おり、多数のデジタルフォントやフォントソフトが流通しているが、これはオペレーションシステムやソフトウェアに付属するものとして独立の対価の対象とはされずに提供され、フォントの使用について特段の制限がないもの、インストールするコンピュータの台数に応じた対価を支払えば、その後のフォントの使用には制限がなく、フォント成果物の商用使用も自由であった。

(5) 原告と被告テレビ朝日との関係について、裁判所は次のように事実認定している。それも、本件フォントの販売開始前と開始後とに分けている。

原告は、被告テレビ朝日に対し、平成12年5月に「ソフトウェア使用に関する同意書」による通知後、同年6月に、現在販売しているフォントは紙ベースの印刷・広告媒体での使用を前提に許諾していること、TV放送等の映像媒

体での使用許諾は含まれていないは、別途登録があればＴＶ番組についても許諾を付加すること、被告テレビ朝日では原告フォントを使用したＴＶ番組（２タイトル）が放映されているから、至急登録が必要であること、そして現状では、別途ロイヤリティの支払いは必要でないことを通知した。

さらにまた原告は、被告テレビ朝日に対し、平成１４年７月に原告のフォントをＴＶ番組の使用するには使用登録するようＴＶ包装会社に求めていること、被告テレビ朝日が放映しているＴＶ番組（９タイトル、１１件）には、原告のフォントを用いて作成されたテロップが使用されているが、登録はされていないこと、被告テレビ朝日が放映しているＴＶ番組（９タイトル、１１件）には原告のフォントを用いて作成されたテロップが使用されているが、登録されていないこと、番組を被告テレビ朝日に納入した製作会社が、コンピュータ台数分のフォントソフトを搬入していない可能性があるため、製作会社を知らせてほしいこと、テロップが原告より購入したフォントソフトにより製作されたものであっても、番組で使用し放送する場合には、ロイヤリティの支払が必要であること、登録があれば、当分の間、ロイヤリティの支払を請求しない等を記載した通知書を出した。

これに対し、被告テレビ朝日は、平成１４年１０月の書面で、字種を組合わせて用いることに対し、フォントベンダーが権利を行使する余地はなく、正当な方法で入手したＴＦに含まれる字種を組み合わせることは使用行為であり、原告の要求はこれを越えるものであるとして、原告の前記要求を拒否する回答をした。そこで、原告は同年１１月に、番組の登録手続きをとるよう再考を求めたが、同年１２月に被告テレビ朝日は拒否の書面を出した。

にもかかわらず、被告テレビ朝日は、原告からの各通知に対しては、原告の権利を認めるものではないが、トラブル回避のために、ＴＶ番組の制作担当者らに、原告のフォントを使用せず、ノートパソコン等に原告のフォントをインストールしないように注意を喚起したのである。

原告は、平成１５年３月の書面で無料サービスは終了し、今後は料金の支払が必要である旨を放送事業者らに通知した。被告テレビ朝日に対しては、系列局の番組を含む７タイトルで原告のフォントが使用されていることを指摘し、年間一括契約すれば、原告製作のデザイナーズフォントを１年間、自局のあらゆる番組に自由に使用でき、料金は１年１８０万円であること、番組１作品ごとに申込む番組作品コースの場合、単発番組であれば１作品５０００円、連続番組は１年以内であれば１作品６万円であることを通知した。

(6) 複数の放送事業者は原告との間で商用使用許諾契約を締結し、使用料を支払っているが、被告テレビ朝日は前記通知を受けても原告との契約を締結せず、ただテレビ番組の制作担当者らに原告のフォントを使用せず、ノートパソコン等に原告のフォントをインストールしないように注意を喚起したという。

しかし、このような事実認定では、注意喚起の具体的な手段や程度が全く不明であるところ、被告は原告の権利を認めるものではなく、ただトラブルを避

けるためであったという。

(7) 次に、本件フォント販売開始後には、複数の放送業者が原告との間で商用使用許諾契約を締結し使用料を支払っているが、被告テレビ朝日においてはやはり契約を締結せず、原告のフォントを使用しないよう社内で注意喚起するだけであったという。ここでも、注意喚起の手段や程度については不明であり、裁判所がこれをどのように認識していたのかわからないから、これでは事実認定にはなっていないだろう。

裁判所は、次の2つの事実認定をしている。

一つは、平成18年8月に被告テレビ朝日から番組制作業務を受注していた会社の従業員が、前記注意喚起を知らないまま、本件フォントソフトのうちの「ロゴG」を原告から購入し、その際、ロゴGを年3回くらい特番に使用したいとして、ロゴGを10台のコンピュータで商用使用するためのライセンスパックの入手方法を原告に尋ねたので、原告が前記従業員に電話して意向を確認したところ、同従業員はテロップについてはテロップ制作業者のP1社に発注し、P1社は原告と契約しているから、不要である旨を回答したという。

また、平成19年7月には、被告テレビ朝日の従業員が本件フォントソフトのうち、ロゴGを購入したいが、被告テレビ朝日として、原告と商用使用許諾契約を締結することはなかったという。

原告は、平成15年5月の本件フォントソフトの販売開始後は、平成21年11月20日付書面で被告IMAGICAに通告をするまでの間、被告テレビ朝日の番組等で本件フォントが使用されていることを指摘したり、抗議することはなかった。裁判所は、原告代表者が平成21年3月26日に被告テレビ朝日のP4と面談した際、本件フォントの無断使用を口頭で指摘したと主張したことに対し、原告代表者にはかかる指摘を裏付ける適確な証拠がないし、原告はこの時は口頭だけで、書面を渡していないのは不合理であると認定した。

しかし、原告代表者が上京して直接被告テレビ朝日の担当者に口頭で指摘したことは、すでに原告が発送している前記書面を被告は受領していることを前提としているのだから、特に不合理と考えられることではないだろう。

7. ところで、(1)テロップの制作と本件フォントの使用との関係、(2)被告IMAGICAへの通知とその後の経緯については判決文の記載に譲るとして、(3)事実認定の補足説明として裁判所は、次のように認定していることを紹介する。

証拠によると、本件各番組1中の1番の番組では、ロゴG、ロゴ丸Jr及びラインGが、2ないし4番の番組ではロゴG及びラインGが、5番の番組ではロゴGが使用されており、このうち2番と3番の番組では旧フォントと視覚的に判別可能な本件フォントが使用されていることが認められるのに対し、本件各番組1における平仮名の「な」を見ると、平成18年4月、平成21年8月、同年10月の時点で、本件フォントと旧フォントとの混在が認められるという。

そうすると、本件番組のすべてにおいて、本件フォントが使用されたと断定できず、本件フォントが使用された番組を厳密に特定することは困難であると裁判所は認定したが、本件フォントが平成15年5月から販売されていることを考慮すると、本件番組のうち相当の回数にわたって、本件フォントが使用されたと推認できるとした。

しかし、被告テレビ朝日又は被告IMAGICAの担当者が定型的、断続的業務として、本件編集室で本件フォントを使用し、テロップを制作していたことを認めるに足る証拠はない、と裁判所は認定したのである。

8. 以上の事実認定の後で、裁判所は、まず争点1の不法行為について検討し判断した。

(1) 原告はまず、本件TFの保護について、本件TFをデータ形式にした本件フォントが、一揃いのTFとしてはもちろん、一文字単位でも法的な保護に値する利益を有すると主張した。これに対し、裁判所は、本件TFの具体的な形態は著作権法2条1項1号の著作物に該当しない、と認定したところ、原告としても、本件TFについては著作権法に基く保護を求めているものではないことを釈明した後、本件フォントをTV放送等に使用することは法律上保護された利益を侵害するものとして不法行為に当たると主張したのである。

これに対し裁判所は、著作権法による保護の対象とはならないものの利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは「異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではない」と解して判例（最高一小判平成23年12月8日）⁽⁵⁾を引用した。

しかし、「本件フォントを使用すれば、原告の法律上保護される利益を侵害するものとして直ちに不法行為が成立するとした場合、本件TFについて排他的権利を認めているに等しいこととなるから、このような主張を採用できない」と判示したのである。

しかし、引用された最高裁判例は、わが国とは国交がない北朝鮮国民が制作した映画の著作物について、わが国TV局が無断放映に対する事件であるから、不法行為のいかんを問題にしている本件フォント事件とは本質的に別異の事案である。

本件にあっては、そのフォントが著作物として著作権法による保護を受けられないとすれば、原告が有する「法律上保護される利益」を、被告らが故意又は過失によって侵害した行為を侵害とは認めず、容認することを意味することになるが、裁判所による民法709条の適用についてのこのような解釈は狭すぎると思う。旧民法時代にあっても、権利侵害論から違法性論への拡大解釈が通説判例となっていたことを考慮すれば、他人が創作したタイプフォントという利益の使用を、契約を締結することによって承認しようという原告の提案と約束事を、被告らが、故意又は過失によって一方的に無視して自由に使用することに違法性はないと民法709条を解釈したことは疑問である。

原告はまた、本件フォントに係るライセンスビジネスという営業上の利益が侵害されたと主張したが、これについての被告らの行為が故意又は過失による不法行為が成立し、これによって営業上の利益が侵害されたとはいえるか否かについて、裁判所は次の(2)のように認定したが、その前に原告は平成25年5月1日最終準備書面において、本件フォントを本件編集室のパソコンで複製されたことで、本件フォントソフトの販売利益を失った旨についての主張をしないことを明確にしているというが、原告からなぜこのような非主張をしなければならなかったのか理解することができない。

しかし、原告は、被告らによる不法行為に対し、本件TFをデータ形式にした本件フォントが、一揃いのTFとしてはもちろんのこと、一文字単位でも法的な保護に価する利益を有すると主張しているのである。

しかし、この主張に対して裁判所は、最高一小判平成12年9月7日⁽⁶⁾を引用し、著作権法2条1項1号の著作物に該当しないものであることを原告は認めているにもかかわらず、本件フォントをTV放送等に使用することは、著作権法上保護される利益を侵害するものとして不法行為に当たると主張しているのは矛盾するといっているのである。

(2) 裁判所は、被告らによる本件フォントの使用及びその態様について、被告らが本件フォントソフト又は本件フォント自体を使用してテロップを製作したことを前提とする原告の主張は理由がなく、証拠から見てもそう認定せざるを得ないとした。

これについて原告は、本件番組において本件フォントが使用された経緯及び態様がそうであったとしても、被告らの行為は故意による不法行為に当たると主張した。

これに対し裁判所は、「被告らの行為は、本件フォントソフト又は本件フォント自体を使用してテロップを製作したわけではなく、テロップ製作者等の第三者が本件フォントを使用し、フォント成果物として出力したテロップ画像を取得し、これを使用したに過ぎないものである。そして、本件タイプフェイスあるいは本件フォントに著作物性、排他性を認めることはできないから、フォント成果物を取得する際に、本件フォントに由来する文字であることを認識していたとしても、当然に原告に対する故意の不法行為が成立するものではない。」と判示した。

また、裁判所は「被告らが、本件フォントについて、原告と本件使用許諾契約を締結したとは認められず、そのため、前記(1)のような原告の主張する利益との関係において、その侵害につき被告らの故意があったというためには、少なくとも、被告らにおいて、フォント成果物の納品元であるテロップ製作者等が、原告との間で本件フォントの使用に制限を課す本件使用許諾契約を締結しており、かつ、これに違反している旨知っていたことを要するものと解される。」と判示したのである。

これについて原告は、被告テレビ朝日の不法行為責任については、テロップ

製作者等の故意を、被告テレビ朝日の故意と同視すべきであると主張した。

しかし、原告が、本件フォントを販売するにあたりその使用に制限を課したとしても、それに拘束されるのは、その制限のあることを了解して原告と本件使用許諾契約を締結した本件フォントの購入者に限られる。つまり、仮にテロップ製作者等が原告と本件使用許諾契約を締結した場合であっても、別の法主体である被告テレビ朝日がこれに拘束されるべき理由はなく、不法行為の成否を考えるに当たっても、テロップ製作者等と被告テレビ朝日との間で法的地位に違いがあることは明らかであると、裁判所と説示した。

そうすると、仮に、第三者であるテロップ製作者等に本件使用許諾契約違反があれば、原告は、その者に対し、債務不履行責任等を追及しうるが、その後、フォント成果物を取得し、これを使用するに過ぎない被告テレビ朝日との関係においては、テロップ製作者らとの間に長年にわたる取引関係などがあったとしても、テロップ製作者等の故意を、被告テレビ朝日の故意と同視すべきとは認められず、両者の責任を同一視することはできないと、裁判所は説示した。

そして被告らにおいて、テロップ製作者等が原告との間で、本件フォントの使用に制限を課す本件使用許諾契約を締結し、かつ、これに違反していることを知りながら、フォント成果物であるテロップ画像を取得し、本件番組に使用した事実は認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はないと、裁判所は認定したのである。

(3) 原告はまた、被告らには外注先から受注したテロップについて、本件フォント使用の有無を確認した上で、原告の使用許諾があるかを確認すべき注意義務があるのに、これを確認しないで使用した点で過失があると主張した。これに対し裁判所は、被告らにはこれを怠ったとの過失を認めることはできないと認定した。

原告から旧フォントを購入したものは、旧使用許諾契約を締結していたとしても、特段の制限を受けず旧フォントをTV番組等で事由に使用できたのだから、原告がその者に対し、今後は放送等への使用には別途許諾が必要である旨の通知をしたとしても、このような一方的な通知によって、上記のような法的地位を変更することはできない、と裁判所は認定したが、これは果たして一方的な通知であって被告らに対しては無効なのだろうか。

しかし、もし相手方の被告らはその通知書を受取っていれば、通知の趣旨は伝えられているのだから、たとえこれに対して被告らが返事をしなくても、通知の内容は有効というべきではないだろうか。それを一方的と断ずるのは偏見というべきである。

また、裁判所は、TFが一定の財産的価値があるものとして有償取引の対象となっているとの原告の主張を認めながら、これを「文字との同一性の範囲内にあるもの」と評価していることは矛盾であるし、さらに被告らには使用権原の有無を確認すべき義務があるとすれば、TFの流通に制約が課されることに

なるから、文字を使用した情報伝達やコミュニケーションを阻害するおそれが生じると説示していることも矛盾であるから、結局、裁判所の立場としては、各文字の書体について従来存しない新規な創作性が確認されるとしても、それらの書体はいずれも文字という公共の財産に属するものなのだから、法的保護を与えられるものではないという先入観を有していることになるのである。

裁判所はまた、被告らが本件フォントが使用された本件番組等に関与した事実を前提としても、これを違法と評価することはできないから、不法行為に関する原告の主張は採用できないと説示した。その理由として裁判所は、原告の本件フォントを取引対象とする営業上の利益やその使用料を求める使用許諾契約上の地位には、法律上保護される利益と評価する余地はあると解した後、旧フォントと比較すると一部の文字が若干修正されたにすぎないから、旧使用許諾契約のもとで自由に使用することができた旧フォントと同一性の範囲にあると評価したのである。

しかし、新しい本件使用許諾契約の発効によって旧契約にある規定は無効となったのだから、契約対象の本件フォントの使用も新契約に基くことになる以上、裁判所がいう旧フォントと同一性の範囲にある本件フォントという区別はも早なくなり、新旧フォントの全部が本件使用許諾契約の対象となったと解すべきではないだろうか。だからこそ、原告は、当初は当分の間は使用自由だというメッセージを出したのではないだろうか。

9. 次に裁判所は、争点3の不当利得について検討し判断した。

これは、原告が、被告らが法律上の原因なく本件フォントの使用利益を利得しあるいは使用料支払いを免れたことが不当利得に当たると主張したのに対し、裁判所は、本件TFは著作物としての排他的権利性は認められないことを理由に、被告らは本件フォントの成果物を取得し、これをTV番組等に使用することで、一定の利益を受ける面があったとしても、被告らが、「他人の財産又は労務によって利益を受け」(民703条1項)たと評価することはできないと判断したのである。(民法703条には1項や2項は存在しないから、ここに1項とあるは誤りである。)

また、裁判所は、被告らは本件使用許諾契約の当事者とは認められず、同契約に基づく債務を負担する立場にないことを理由に、本件使用許諾契約に基づく使用料が支払われていないことをもって、原告の損失や被告らの利得と評価することもできないと認定した。

そうすると、被告らが本件フォントをTV画面のテロップに使用したことについて、不当利得が成立するとすべき理由はないから、原告の被告らに対する不当利得返還請求はいずれも理由がないと判断したのである。

ということは、原告は不当利得の返還を請求する直接の相手を誤ったことになるが、被告らはフォント成果物を取得してこれを使用し利益をあげている間接的な行為に対しては責任は及ばないのだろうか。

10. 以上のとおり、被告らが本件タイプフォントを使用することによってTV画面上のテロップを作成していた事実は、民法の709条や703条に規定する要件に該当するものとはいえないとして請求棄却の判決となったが、その判決に対して不服な原告は控訴した。

控訴の理由は不明であるが、TV画面のテロップへの利用は、本件TFがどちらかといえばボディタイプとしてではなく、ディスプレイタイプの種類に属する文字書体であることを考慮すると、思想又は感情を創作的に表現したものであって、広く美術の範囲に属する作品として、一文字書体でも組み全体の文字書体であっても、著作物として著作権法によって保護され得るものと理解できるとする立場からの主張が期待される⁽⁷⁾ところである。

- (1) タイプフェイス「ウィーン協定」の詳細については、牛木理一「意匠法の研究（四訂版）」398頁参照（発明協会）。
- (2) 「ヤギ書体事件」東京地判昭和54年3月9日，東京高判昭和58年4月26日，牛木前掲433頁。
- (3) 牛木前掲438頁。「ヤギ書体事件」は最高裁昭和60年4月1日和解となる。
- (4) 「木目化粧紙事件」東京高判平成3年12月17日。この控訴審判決では、美術の著作物としての保護は否定したが、不法行為（民709条）の適用が認められた。
- (5) 「北朝鮮映画」著作権侵害差止等請求事件。東京地判平成19年12月14日，知財高判平成20年12月24日。
- (6) 「ゴナ」と呼ばれている書体の写研対モリサワ事件である。東京地判平成9年6月14日，東京高判平成10年7月17日。
- (7) 最終頁に被告のテロップ使用例を掲載したが、これらは原告が証拠として提出した一部を提供していただいたもので、使用書体別の一例である。

〔牛木 理一〕